

文書番号	介護医療院 - 共通 -8.2.2-9000	医療法人藤田会フジタ病院	頁		1/11	
発行日	2025/4/22	介護医療院運営規程（（予防）短期入所）	承認	川端	起案	勝山
版	3					

（事業の目的）

第1条 医療法人藤田会が設置するフジタ病院介護医療院（以下「施設」という。）において実施する施設サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、言語聴覚士、介護支援専門員（以下「従事者」という。）が要介護状態の入所者に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 （予防）短期入所療養介護事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 施設は、居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

3 サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険介護医療院その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 フジタ病院介護医療院
- （2）所在地 大阪府大阪市福島区吉野二丁目 10-11
- （3）入所定員 Ⅰ型 28名

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者	1人	施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
（2）医師	1人	入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
（3）薬剤師	1人	入所者の調剤・服薬に関することに従事する。
（4）看護職員	5人以上	入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
（5）介護職員	6人以上	入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
（6）管理栄養士	1人	給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
（7）理学療法士等	1人以上	機能の減衰を防止するための訓練を行う。
（8）介護支援専門員	1人	施設サービス計画の作成を行う。
（9）その他職員	1人以上	事務等、その他業務を行う。

（重要事項の説明等）

第5条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、条例第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護医療院サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得る。

（提供拒否の禁止）

第6条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒否しない。

（サービスの提供困難時の対応）

第7条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適当な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じる。

（受給資格等の確認）

第8条 介護医療院は、サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するよう努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第9条 介護医療院は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない入所申込者に対しては、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 介護医療院は、入所者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行う。

（入退所）

第10条 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状及び置かれている環境等に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供する。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員の数から入所者の数を減じた数を超過している場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努める。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その心身の状況、過去の生活の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状及び置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議するとともに、その内容等を記録する。

5 介護医療院は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し家庭での介護方法等を指導する

とともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（サービスの提供の記録）

第 11 条 介護医療院は、入所に際しては当該入所の日並びに入所する介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては当該退所の日を被保険者証に記載するとともに、介護医療院サービスを提供した際には、提供した介護医療院サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録する。

（利用料等の受領）

第 12 条 介護医療院は、法定代理受領サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 介護医療院は、前二項に定める額の支払を受けるほか、入所者から規則で定める費用の支払を受ける。

（１）厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する個室、二人部屋を利用した場合の利用料	個室：3,300円（１日につき） 二人部屋：1,650円（１日につき）	
（２）居住費	2024/7/31まで 従来型個室：1,840円（１日につき） 多床室：570円（１日につき） 2024/8/1から 従来型個室：1,900円（１日につき） 多床室：630円（１日につき）	負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。
（３）食費	2025/5/31まで 1,760円（１日につき） 朝食 300円 昼食 760円 夕食 700円 2025/6/1から 1,790円（１日につき） 朝食 310円 昼食 770円 夕食 710円	
（４）日用品費	370円（１日あたり）	
		タオル・シャンプー・ティッシュ・石鹸等、通常必要となる日常生活費

(5) 教養娯楽費	80円（1日あたり）	画用紙・折り紙・風船・ノリ・色鉛筆・絵の具・墨・半紙・クレパス・模造紙・毛糸等、教養娯楽費
-----------	------------	---

- 4 介護医療院は、前項に規定する規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、その者の同意を得なければならない。この場合において、文書による同意を得る必要のあるものについては、規則で定める。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第13条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

【介護医療院サービスの内容】

（介護医療院サービスの方針）

第14条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、当該入所者の心身の状況等に応じ、療養を適切に行うものとする。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は説明する。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行わない。
- 5 介護医療院は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 介護医療院は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 7 介護医療院は、提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（施設サービス計画）

第15条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 （要支援）要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された（予防）居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療

並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

（診療の方針）

第 16 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ① 一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行う。
- ② 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、当該入所者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行う。
- ③ 常に入所者の病状、心身の状況及び置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- ④ 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行う。
- ⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、知事が定めるもののほか行わない。
- ⑥ 知事が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しない。

ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第 17 条 介護医療院の医師は、入所者の病状から当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認める場合は、協力体制を整備している病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の診療を求める等適切な措置を講じる。

- 2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させない。
- 3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。
- 4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、当該情報に基づき適切な診療を行う。

（機能訓練）

第 18 条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法等の適切なリハビリテーションを計画的に行う。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第 19 条 介護医療院は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状

況に応じて、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行う。

- 2 介護医療院は、一週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭をするとともに、その病状及び心身の状況に応じて、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。
- 3 介護医療院は、入所者に褥瘡が生じないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 4 介護医療院は、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の介護を適切に行う。
- 5 介護医療院は、入所者に対し、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事)

第20条 介護医療院は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事をすることを支援する。

(相談及び援助)

第21条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第22条 介護医療院は、必要に応じ、入所者のためのレクリエーション活動を実施するよう努める。

- 2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(入所者に関する市町村への通知)

第23条 介護医療院は、入所者が正当な理由がなく、介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(管理者による管理)

第24条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の業務に従事する。ただし、当該介護医療院の管理上支障がないものとして併設するフジタ病院院長と兼務する。

(管理者の責務)

第25条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 介護医療院の管理者は、従業者に条例「第四章運営に関する基準」の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

(通常の送迎の事業実施地域)

第 26 条 通常の送迎の実施地域は、大阪市北区、福島区、此花区、西区の区域とする。その他、当施設の実情に応じて対応するものとする。

（勤務体制の確保等）

第 27 条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておく。

2 介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保する。

（１）採用時研修	採用後 3 ヶ月以内
（２）継続研修	年 1 回以上

（定員の遵守）

第 28 条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させない。ただし、災害、虐待を受けた高齢者の保護その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第 29 条 介護医療院は、非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難、救助等の訓練を行う。

（衛生管理等）

第 30 条 介護医療院は、入所者の使用する食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- ① 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ② 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
- ③ 前二号に掲げるもののほか、規則で定める措置

（医療機関との間の協力体制等）

第 31 条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備する。

2 介護医療院は、あらかじめ、歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努める。

（掲示）

第 32 条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の

医療機関の名称等、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第 33 条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第 34 条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（苦情への対応）

第 35 条 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

4 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

（地域との連携等）

第 36 条 介護医療院は、運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 37 条 介護医療院は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - ② 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - ③ 前二号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録する。
- 4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（会計の区分）

第 38 条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分する。

（記録等の整備）

第 39 条 介護医療院は、従業者、設備及び会計に関する記録等を整備する。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該サービスを提供した日（第一号に掲げる施設サービス計画にあっては当該計画の完了の日、第四号に掲げる市町村への通知に係る記録にあっては当該通知の日）から 5 年間保存する。

- ① 施設サービス計画
- ② 条例第 12 条第 4 項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての協議の内容等の記録
- ③ 条例第 13 条に規定する提供した介護保健介護医療院サービスの具体的な内容等の記録
- ④ 条例第 16 条第 5 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ⑤ 条例第 25 条の規定による市町村への通知に係る記録
- ⑥ 条例第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑦ 条例第 40 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

（虐待防止に関する事項）

第 40 条 介護医療院は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 介護医療院は、介護医療院サービス提供中に、当該介護医療院の従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（介護医療院の利用に当たっての留意事項）

第 41 条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- ② 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- ③ 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- ④ 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- ⑤ 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
- ⑥ 本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- ⑦ 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ⑧ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- ⑨ 上記のほか、騒音、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけること。

（業務継続計画の策定等）

第 42 条 介護医療院は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画にしたがい必要な措置を講じるものとする。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他介護医療院の運営に関する重要事項）

第 43 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所（介護医療院）の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2025 年 4 月 22 日から施行する。